

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年4月1日～2021年3月31日

2 内容

目標1 妊娠、出産、育児、介護に関する制度の周知を図り、仕事と家庭生活の両立を支援する。

<対策>

2019年4月～

- 妊娠、出産、育児、介護に関する諸制度の積極的な活用を促すため、制度の内容を分かりやすくまとめた資料を利用し、階層別研修の機会などを通じて周知を図る。

目標2 育児休業が取得しやすい職場環境の維持を図るとともに、育児休業等からのスムーズな職場復帰を支援する。また、育児等により退職した職員に対する職場復帰を呼びかける。

<対策>

2019年4月～

- 休業・休暇期間等に応じた適切な代替職員の確保等により女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員や非正規職員の育児休業の取得を促し、取得率の向上に努める。
- 育児休業中の職員に対して業務情報等の提供に努めるとともに、先輩職員による育児相談等により、職場復帰しやすい環境整備に努める。
- 事業団職員OB会の活動などを通じて退職職員への呼びかけを強化する。

目標3 正規職員と非正規職員の待遇差の検証を行うとともに、意欲をもって働き続けることのできる職場環境の整備を進める。

<対策>

2019年4月～

- 働き方改革関連法の趣旨に則り、正規職員と非正規職員の職務内容、賃金等の待遇差の検証を行い、必要な改善案を策定する。

2020年4月～

- 改善内容の周知を図り、制度を実施することにより働き続けやすい職場環境の整備を図る。

目標4 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

2019年4月～

- 年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い職員については、働き方改革関連法による使用者の時季指定権も活用し、取得を促進する。

目標5 時間外労働の縮減を図る。

<対策>

2019年4月～

- 職場内で時間外労働の縮減について意識啓発を行うとともに、時間外労働の状況を定期的に把握し、業務の改善・見直し、計画的な業務の実施により、その縮減を図る。